## 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 畜舎建築利用計画の認定等(第三条-

第十二条)

第三章 認定計画実施者の監督等(第十三条—第十六条)

第四章 雑則 (第十七条—第二十五条)

第五章 罰則(第二十六条—第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、 その国際競争力の強化を図るため、

畜舎等の建築等及び利用に関する計 画  $\mathcal{O}$ 認定制力 度を創設し、 当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ

及び利用される畜舎等に関する建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) の特例を定め、 もって畜産

業の振興を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において 「畜舎等」とは、 畜舎 (家畜 の飼 養 の用に供する施設及びこれに関連する施設と

して農林水産省令で定める施設をいう。 及び堆肥舎 (家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設と

して農林水産省令で定める施設をいう。)をいう。

2 この法律において 「建築等」 とは、 畜舎等の新築、 増築、 改築及びその構造に変更を及ぼす行為として

主務省令で定める行為をいう。

3 この 法 律に お いて 「技術基準」 とは、 畜舎等の敷地、 構造及び建築設備 (畜舎等に設ける電気、 ガス、

給水、 排水、 換気、 暖房、 冷房、 消火、 排煙又は汚物処理の設備その他の農林水産省令で定める設備をい

う。 以下同じ。)について、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準をい

う。

継続的 に畜産経営を行う上で、 利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、 安全上、 防火上

及び衛生上支障がないこと(次号及び第三号に掲げる要件を除く。

敷地内の雨水及び汚水の排出又は処理並びに便所から排出する汚物の処理について、 衛生上支障がな

いこと。

三 都 市 計 画 法 昭昭 和四 十三年法律第百号) 第四条第二項に規定する都市 計 画 区域及び準都市 計 画 区 域

景観法 (平成十六年法律第百十号) 第七十四条第一 項の準景観 地 区並び に 建築基準法第六条第 項 第四

号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内に建築等がされる畜舎等に

あっては、 その建蔽率 (建築面積 の敷地 面 積に対する割合をいう。 )及び高さその他 の構造につい て、

適 正 か つ合理的 な土 地 利用及び良好な景観の保全を図る観点から、 交通上、 安全上、 防火上及び衛生上

支障がないこと。

4

この 法律に において 「利用基準」とは、 畜舎等の利用の方法について、 継 続 的に畜産経営を行う上で、 安

全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要なものとして主務省令で定める基準であっ

て、次に掲げる事項について定めるものをいう。

畜舎等に お ける 日当たり  $\stackrel{\frown}{\mathcal{O}}$ 滞 在者数及び滞在時間  $\mathcal{O}$ 制限 に関すること。

二 災害時の避難経路の確保に関すること。

 $\equiv$ 避難 訓 練 の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に資する取組 に関すること。

第二章 畜舎建築利用計画の認定等

(畜舎建築利用計画の認定)

第三条 畜舎等について、 その 敷地、 構造及び建築設備が技術基準に適合するように建築等をし、 及び 利用

基準 に従って利用しようとする者 (次項及び第四項において 申 -請者」という。) は、 当該畜舎等の 建 築

等及び 利用 に関する計 画 ( 以 下 「畜舎建築利用計 画 という。 を作成し、 主務省令で定めるところによ

り、 これを当該畜舎等 0 工 事 施 工 地 又は 所在地を管轄する都道 府 温泉知事 (以下単に 「都道· 府県 知事」 とい

う。)に提出して、その認定を受けることができる。

2 畜舎建築利 用計画に は、 次に掲げる事項 (その 床 面 積が、 建築士 (建築士法 (昭和二十五年法律 :第二 百

二号) 第二条第一 項に規定する建築士をいう。 次項第三号において同じ。) の技術水準その他  $\mathcal{O}$ 事 情 を 勘

案して、安全上、 防火上及び衛生上支障がない と認められる規模として主務省令で定める規模以下 - であ

畜舎等 (以 下 「特例 「畜舎等」という。  $\mathcal{O}$ 建築等 及び利用をしようとする場合にあっては、 第四号に掲げ

る事項を除く。)を記載しなければならない。

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

二 畜舎等の種類、工事施工地又は所在地並びに規模及び間取り

三 畜舎等 Ò 設計者 (その者  $\mathcal{O}$ 責 任 に お 7 て、 設 計 义 書 畜 舎等 又はその敷 地に関する工 事 用  $\mathcal{O}$ 义 面 (現

寸 図その他これに類するものを除く。 及び仕様書をいう。 以下同じ。) を作成した者をいう。 以下同

ľ

四 畜舎等の敷地、構造及び建築設備

五 畜舎等の利用の方法

六 申請者が畜舎等で行う畜産業の内容

七 建築等の工事の着手及び完了の予定年月日

八 その他主務省令で定める事項

3 都道 府 県 知 事 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 認定 の申請が あった場合において、 主務省令で定めるところにより、

請 に係る畜舎建 築利 用 計 画 が 次の各号 (特例畜舎等の 建築等及び 利用をしようとする場合にあっては、 第

四号を除く。)  $\mathcal{O}$ いがずれ にも適合すると認めるときは、 その認定をするものとする。

都市計 画法第七条第一項に規定する市街化区域及び同法第八条第一項第一号に規定する用途地域外の

敷地にお 7 て畜舎等の建築等及び利用をしようとするものであること。

畜舎等 (T) 高 さが主務省令で定める高さ以下であって、 その階数が一であ り、 かつ、 畜舎等内 に居住

 $\mathcal{O}$ 

ための居室を有しないものであること。

三 畜舎等が建築士の設計に係るものであること。

兀 畜舎等の 敷地、 構造及び 建築設備が技術基準 並 びに畜舎等の敷地、 構造又は建築設備に関する法律並

びにこれに基づく命令及び条例の規定で主務省令で定めるもの に適合するものであること。

五. 畜舎等  $\mathcal{O}$ 利 用 の方法が 利 用 基準 に適合するものであること。

六 その他畜舎等の建築等及び利用が適正に行われるものとして主務省令で定める基準に適合するもので

あること。

4 都道 府 県 知 事 は、 前項の規定にかかわらず、 次の各号のいずれかに該当するときは、 第 項の認定をし

てはならない。

第 項の認定の申請に係る畜舎等が建築士法第三条第 項 (同条第二項の規定により適用される場合

場合を含む。 お 第二項の規定により適用される場合を含む。 を含む。 同 いて同じ。 条第二 第五条第二項において同じ。)、第三条の二第一項 項 第五条第二項において同じ。) にお 0 規定又は 1 て準 用する同法第三条第二項 同法第三条の二第三項 の規定に基づく条例の規定に違反して設計されたものであ 第五条第二項にお  $\widehat{\mathcal{O}}$ (同法第三条の三第二項において読み替えて準 規定により (同条第二項において準用する同法第三条 適用される場合を含む。 いて同じ。)若しくは第三条の三 第五 第 第 用する 二項 12 項

せ 申 0 請 物 置者が、 の管理 第一 を適 項 正 の認定の申請 に行うことができない者として農林水産省令で定める者に該当するとき。 に係る畜舎等 (堆肥舎を除く。) にお ける家畜 の飼養管理又はその排

るとき。

5 三 都道府県知 申請 者が、 事 が第一項の認定をする場合 法人であって、 その役員のうちに前号の農林水産省令で定める者に該当する者があるとき。 (特例畜舎等に係る畜舎建築利用計画について当該認定をする

場合を除く。) 同 項中 許 可 における消防法 認可若 しくは確認」 (昭和二十三年法律第百八十六号) とあ るのは、 認定」 とする。 第七条第一項の規定 の適 用に ついては

都道 府県 知事 は、 第 項の認定をしたときは、 速やかに、 その旨を当該認定を受けた者 。 以 下 「認定計

6

画実施者」という。) に通知するとともに、 その旨を公表しなければならない。

(認定を受けた畜舎建築利用計画の変更)

第四 条 認定 計 画 [実施] 者 は、 前条第 項  $\mathcal{O}$ 認定を受けた畜舎建築利 用計画 の変更をしようとするときは、 主

務省令で定めるところにより、 都道: 府 県知事  $\mathcal{O}$ 認定を受けなければならない。 ただし、 主務省令で定める

軽微な変更については、この限りでない。

2 認定計 画 実施者は、 前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、 その旨を都道

府県知事に届け出なければならない。

3 前 条第 三項 か ら第六 項 くまで  $\mathcal{O}$ 規定 は、 第 項の変更の認定について準用する。 この場合にお いて、 同 条

第五 項中 「 第 項の認定」 とあ るのは、 「次条第一 項の変更の認定 (第三条第二項第四号に掲げ る事 項の

変更に係る認定に限る。)」と読み替えるものとする。

4 第 項 の変更の 認定 の申 請に係る畜舎等の 敷 地 が 前 条第三項第一 号に規定する区域又は 地域に存する場

合であって、 当該畜舎等について、 同号に 規定する る区 域又 は 地 域 に お ける適 正 か つ合理的 な土地 利 用 を図

る観点から、 交通上、 安全上、 防火上及び衛生上支障がない ものとして主務省令で定める場合に該当する

こきは、前項において準用する同号の規定は、適用しない。

(畜舎等の設計及び工事監理)

第五 条 認定畜· 舎等 (認定畜舎建築利用計画 (第三条第 項の認定を受けた畜舎建築利用 計 画 (変更が あ 0

たときは、 その変更後のもの) をいう。以下この項及び第十六条第二項において同じ。) に係る畜舎等を

いう。 以下同じ。) の工事は、 当該認定畜舎建築利用計画に記載された設計者の設計によらなければ、 す

ることができない。

2 認定計 画実施者は、 建築士法第三条第一項、 第三条の二第一項若しくは第三条の三第一 項に規定する建

築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物に該当する認定畜舎等の 工事 をする

場合においては、 それぞれ当該各条に規定する建築士である工事 監理者 (同法第二条第八項に規定する工

事監理をする者をいう。 第十四条において同じ。)を定めなければならない。

3 前項の規定に違反した工事は、することができない。

(工事完了の届出)

第六条 認定計 画実施者は、 認定畜舎等の建築等の工事が完了したときは、 主務省令で定めるところにより

その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 認定畜 舎等 (特例 畜舎等を除く。 以下この項及び第十八条第一 項において同じ。 を新築する場合にお

1 7 しは、 認定 計 画 実 施 者 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による届 出 をした後でなけ れ ば、 当 該 認定畜 舎等を使用 又 は

使用させてはならない。 ただし、 都 道 府県知事が、 安全上、 防火上及び避 難 上支障 が ない と認めたときは

当 該届出をする前においても、 仮に、 当該認定畜舎等又はその部分を使用し、 又は使用させることが で

きる。

3 前 項ただし書の規定による認定の 申 · 請 の 手続 に関 l 必要な事項は、 主務省令で定める。

(基準適合義務等)

第七条 認定畜舎等の 敷 地 構造及び 建築設 が備は、 技術基準に適合するものでなけ ればならない。

2 認定計画実施者は、 利用 基準に従 って認定畜舎等を利用 しなけ ればならな

3 認定計画 実施者は、 認定畜舎等の 用途を変更して畜舎等以外の ものとしてはならない。

(既存認定畜舎等への技術基準の適用除外)

第八条 第二条第三項の主務省令 (次項にお 7 7 「技術基準省令」 という。 の規定 (以下この条に お 7

7

前 合に  $\mathcal{O}$ 条第 技 工 事 術 お 中 基準 11 項 7  $\mathcal{O}$ 規定」 認定畜舎等若しくはそ は ) 技 当 術基 という。) 該 準 認 のうち当該 定 畜 舎等、 の施る 技 行 認  $\mathcal{O}$ 又は適 術 定 敷 畜舎: 基準 地 が . 当 該 規定に 等 用 の際現に存する認定畜舎等若しくはその敷  $\mathcal{O}$ 技 敷 術 係 地 ぶる部分 基 又 淮 は 規定 認 定 (第三項に 畜 に 舎等若 適合せず、 おい しく 7 は 又は その 「不適合部分の 適 合 敷 地 L な  $\mathcal{O}$ 地 部 1 分に 部 又は現に 基準」 分を 0 有 1 という する 建 7 築等 は

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 次 0 各号 O1 ず れ か に 該当する認定畜舎等、 認定畜舎等の敷地 又は認定畜舎等若しくは

0

に限

る。

0

規

定

は、

適

用

しな

その

敷地

 $\mathcal{O}$ 

部

分につ

( )

て

は、

適

用

L

な

前 る技  $\mathcal{O}$ 技 術 規 術 定に違 基 基 準 準 省令を制定することを含む。 省 反してい 令を改 正 す る認定畜舎等、 る主務 省 令によ 認定畜 る改 後 舎等 正  $\mathcal{O}$ 技 技  $\dot{O}$ 術 敷 基準 術 地 基準 又は 規 定 省令を廃  $\mathcal{O}$ 認定畜舎等若 適 用 の際当 止 すると同 該 しくはその 技 術 時 基 に 準 新 敷 規定 たにこれ 地 にこ  $\mathcal{O}$ 部 相 分 当する従 に 相 当 す

を及ぼ す行為として主務省令で定め る行為 (主務省令で定める範囲 内 0 行為を除く。 に係る認定畜 舎

等又はその敷地

建

築等

 $\mathcal{O}$ 

工

事

 $\mathcal{O}$ 

着

手

が

技

3術基準

・規定の

施行

又は

適

用

 $\mathcal{O}$ 

後であ

る増築、

改

く築その

他畜舎等

 $\mathcal{O}$ 

構

造

に

変

更

三 前号に該当する認定畜舎等又はその敷地の部分

几 技 術 基 準 規 定に適合す っるに至 0 た認定 畜 ·鲁等、 認定畜 舎等  $\mathcal{O}$ 敷 地 又は 認 定畜舎等若しくはそ の敷 地  $\mathcal{O}$ 

部分

3 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定の適用を受けてい る認定畜舎等に . つ ( ) て前 項第二号の主務省令で定める範 囲内  $\mathcal{O}$ 行 為をし

ようとする場合における第四条第三項 への規・ 定 の適 用 に つい ては、 同 項中 同 条第 五項 中 とある  $\mathcal{O}$ は 同

条第三項第四 号中 「技術 基準」 とあ る 0 は 「技術 基準 (不適合部 分の基準を除く。 \_ と 同 条第五 項 中

| と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」とする。

(地位の承継等)

第 九 条 認定 計 画 実施者に つ **,** \ 7 相 続 が あっ たときは 相続 人 は、 認定 計 画実 施者  $\mathcal{O}$ 地 位 を 承 継す Ź。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より認定計 画 実施 者  $\bar{O}$ 地 位 を承継 L た相続 人は、 相 続  $\mathcal{O}$ 日 か ら三十日以 が内に、 主務省令で

定めるところにより、 その旨を都! 道 府 **県知** 事 に届 け H なけ れ ば ならな

第十条 認定 計 画 実施 者 が 認 定畜舎等  $\dot{O}$ 譲 渡を行う場合に お 1 て、 譲渡 人及び 譲受人が あ 5 か ľ 8 当 該 譲 渡

及び 譲受け ど 0 7 て主務省令で定めるところにより 都 道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 認 可を受けたときは、 譲受人は 認定

計 画 実 施者 0 地位を承継する。

2 認定 計 画 実 施 者で あ る法 人が 合併に より 消滅することとなる場合にお いて、 あら かじめ当該合併につい

7 主 務省令で定めるところによ り 都 道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 認可を受けたときは 合併 後存は 続 する法 人又 は 合 併 に ょ

り 設立 された法 人は、 認定 計 画 実施 者  $\mathcal{O}$ 地 位を承 継す Ź。

3

認定計画実施者である法人が分割により認定畜舎等を承継させる場合において、 あら かじめ当該分割に

*(* ) て主務省令で定めるところにより 都道府県知 事 Ď 認可を受けたときは、 分割により当該認定畜舎等 を

承継 L た法: 人は 認定 計 画 実施 者  $\mathcal{O}$ 地 位 を承継す Ź。

4 第三条: 第三 項 ( 第 五. 号に 係 る部 分に 限 る。 及び 第四 項 (第二号及び第三号に係る部 分に限 る。  $\mathcal{O}$ 

定は、 前三項  $\mathcal{O}$ 認可 に 0 Į, て準 用す ź。

5 認定計 画 医寒施 者が 認定畜舎等の譲渡を行い、 又は 認定計画実施者である法人が合併により消滅すること

となり、 若しく は分割により認定畜 舎等を承継させる場合にお いて、 第一 項 から第三項 くまでの 認 可 をしな

い旨  $\mathcal{O}$ 処分が あ ったとき (これら  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 が な 1 場合にあ つ て は 当該 認定畜 舎等  $\mathcal{O}$ 譲 渡 又 は 当該 法

人  $\mathcal{O}$ 合併若 くは分割があったとき) は、 第三条第 項の 認定は、 その効力を失うものとし、 当該 認 定畜

規

び第十 につ  $\mathcal{O}$ 敷 **(** ) 地 であっ 7 六 が 現 条 ĺ 第 た畜舎等 建築等をせず、 建 兀 築基準 項 に お ( 以 下 ・法並び 1 て 引き続い 同 「失効畜舎等」 ľ にこれ き利 を作 に基づく命令及び条例 用基 成 という。) 準に従 L 第三 一条第 つって につい 利 用 項  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ 規定 る場合に作 認定を受け て新たな畜舎建 ( 以 下 た場 成す 建 築利 築基準 る計 合又 は当ま 用 画 [を含] 法 計 該 令 画 失効 む。 0) (当該失効畜 規 定 畜舎等 以下この とい 及 舎等 び 項 及

継 人若しくは合併により設立された法 人 に適合していることについ ( 以 下 「譲受人等」という。 、て都道 は、 人若しくは分割により当該失効畜舎等を承継 府 県知 当 該 事 処分が の確 認を受けた場合を除き、 あ 0 た 日 (これらの 認 その譲受人、 可  $\mathcal{O}$ 申 請 L た法・ が な 合併後存続 人又はこれ 1 場 合に あ する法 0 5 7  $\mathcal{O}$ は 承

使用 当 を停 該 認 止 定 畜 舎等 当該  $\mathcal{O}$ 失 譲 効畜舎等内 渡 又 八は当該 法  $\sim$ 0) 人 立入り 0 合併 若  $\mathcal{O}$ 禁 L くは 止 当該: 分割 失効畜舎等  $\mathcal{O}$ 日 か 5 百  $\mathcal{O}$ 除 <u>二</u>十 却 その 日 以 他 内 に、  $\mathcal{O}$ 保 安上 当 該 |必要な 失効 畜 措 舎 . 等 置  $\mathcal{O}$ 

以下 「 保 安上 の措置」 という。 を講じなければならない。 この場合にお いて、 当該 失効畜舎等に つ ( ) 7

新た にな畜 |舎建: 築利 用 計 画を作成 L 同 項  $\mathcal{O}$ 認定を受けるまでの 間、 当該 失効畜舎等及びそ  $\mathcal{O}$ 敷 地 が 現 1C 建 築

全部 基準 法 が 令 除 却  $\mathcal{O}$ 規定 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ に適合 他  $\mathcal{O}$ 事 由 していることに により滅失するまで つい て 0 都 間 道 府県 は、 当該 知 事 譲  $\mathcal{O}$ 確 受人等を認定 認を受け 計 での 画 実施者と、 間 又 は 当該 当 該失効畜 失効 畜 舎等 舎等  $\mathcal{O}$ 

るま

を認定畜舎等とそれぞれみなして、 第七条、 第八条、 第十二条から第十四条まで、 第十五条 (第四 1項を除

第十七条及び第十八条の 規定 (これらの規定に係 る罰則を含む。 を適 用する。

## (解散の届出等)

第十一 条 認定 計 画 国実施: 者で ある法人が 合併以外の事 由により解散したときは、 その清算 人又は破産管財 人

は そ  $\mathcal{O}$ 解 散  $\mathcal{O}$ 日 か ら三十日以内に、 主務省令で定めるところにより、 その旨を都道府県知事 に届 け 出 な

ければならない。

2 認定 計 画 実施: 者で あ る法 人が合併以外の 事 由 に ょ 6り解散 L たときは 第三条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定は、 その 効力

を失うも  $\mathcal{O}$ とし、 その 清算法 人 ( 清 算 中 若 しく は 特 莂 清算 中  $\mathcal{O}$ 法 人又 は 破 産 手 続 開 始 後  $\mathcal{O}$ 法 人を

又は そ の承 継 人 ( 以 下 「清算 法 人等」 という。 は、 失効畜舎等  $\mathcal{O}$ 譲 渡に 0 1 て前 条第 項  $\mathcal{O}$ 認 可 を受け

た場合又は失効畜舎等及びその敷地 が 現に建築基準法 令の規定に適合していることについ て 都道· 府 県 知 事

 $\mathcal{O}$ 確 認 を受けた場合を除き、 その 解 散  $\mathcal{O}$ 日 カコ ら百二十日以内 に、 当該: 失効畜 舎等の 使用 を停 止 保安上

 $\mathcal{O}$ 措 置 を 講じ な げ れ ば ならない。 この 場合に お 7 て、 当該: 失効畜舎等の 譲 渡につい て 同 項  $\mathcal{O}$ 認可 を受け る

ま で 0 間 当 該 失効畜 舎等及びその敷 地 が 現には 建築基準 法 令  $\mathcal{O}$ 規定に適合し ていることにつ いて 都 道 府県

知 事  $\mathcal{O}$ 確認を受けるまでの 間又は当該失効畜舎等の全部が除却その他の事 由 により滅失するまでの間 は、

当該 以清算法· 人等を認定 計 画 実施者と、 当該失効畜舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、 第七条、 第八 条

前 条 第 項 及 び 第 兀 項、 次条 か 5 第十四 条 ま で、 第十五 条 (第四 |項を除る 第十 Ė 条並 び に 第 十八

条の 規定 (これらの 規定に 係る罰則を含む。) を適 用する。

(建 築基準 法  $\mathcal{O}$ 適 用 除 外

第十二条 認定畜舎等に つい ては、 建築基準 法令の規定は、 適用 しない。

第三章 認 定計 画 実 施 者  $\mathcal{O}$ 監督 等

利 用  $\mathcal{O}$ 状 況  $\mathcal{O}$ 報告 等

第十三条 認定 計 画 実 施 者 は、 認定畜舎等の 利用  $\mathcal{O}$ 状況につい て、 主務省令で定めるところにより、 定期 的

に、 都道. 府県知 事 に報告し なければ ならな

2 認定計 以 内 に、 画 実 その旨 施 混者は、 を都が 認定畜舎等 府県知事  $\mathcal{O}$ 全 部 が 除却そ 出なけ れ (T) ばならな 他  $\mathcal{O}$ 事 由 により滅失したときは、 その滅失の日 か

(報告徴 収及び立入検査 十日

道

に

届

け

第十四 設 製造 者、  $\mathcal{O}$ 以備若, 工 事をする者をいう。 建 条 L た者、 しく 築 認定 都道. 材 は 料 畜舎等の 用途、 工 若 府県知事 事 監 Š 建築材料 理 は 敷 地 は、 者 建 以下 又 築  $\mathcal{O}$ 料等の受取若しくは は この法律 設 所 工 有者、 同じ。) 備 事 そ 施  $\mathcal{O}$ 工 他 認定畜舎等若しくは認定 の施行に必要な限度において、 に 対 者  $\mathcal{O}$ 畜舎等 (畜舎等 Ļ 引渡し 認定畜舎等  $\bigcirc$ に関い 部分 (T) するエ (以下この 状況 の利用 事 畜 又は認定畜舎等に関する工事 舎等  $\mathcal{O}$ 条 請  $\mathcal{O}$ 状況、 認定計一 に 負  $\mathcal{O}$ 人又 敷 お 地 1 認定畜舎等 は 7  $\mathcal{O}$ 画実施者、 管理 請負契約 建 1者若. 築 材 によら しくは  $\mathcal{O}$ 料 認定畜舎等に立ち入 敷 . 等 \_ O地 占有 計 ないで自 という。 構造 画若 者 Š 建 5 設 は 築 そ を 計

2 認定 都 畜 道 舎等 府 県 知  $\mathcal{O}$ 敷 事 は、 地  $\mathcal{O}$ ک 所 0 有 者 法 律 認定畜  $\mathcal{O}$ 施 行 舎等若 に 必 要 な L Š 限 は 度に 認定畜 お 1 て、 舎等 認定  $\mathcal{O}$ 敷 計 地 画  $\mathcal{O}$ 管 実施 理 者、 者 若し 認定畜 Š は 占 舎等に立ち 有 者 設 計 入る者、 者 建

施

工

 $\mathcal{O}$ 

状

況に

0

١ ر

7

報告を求めることができる。

築材料等を製造した者、 工 事 監理者又は工 事施 工者に対 Ĺ 帳 簿、 書類そ 0 他  $\mathcal{O}$ 物件 の提 出を求 めること

が

できる。

3 建 都道 築 材 府 県 料等を製造 知 事 は、 ک L た者  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 工  $\mathcal{O}$ 施 場、 行 営業所、 に 必 要な限 事 度にお 務 所、 倉 いて、 庫 そ その  $\mathcal{O}$ 他 職  $\mathcal{O}$ 事 員 業場 に、 又 認 は 定畜舎等、 建築工事 場 認定畜舎等 Ê 立 ち 入 り、  $\mathcal{O}$ 

敷

地

認

舎等、 認定畜舎等の 敷 地、 建築設備、 建築材料、 建築材料等 の製造に関係がある物件若 しくは設 义

書その 他 認定畜舎等 に関する Ź 工 事 12 関 係 が あ る物 侔 を検査させ、 若しく は 試 験させ、 又 は 認 定 計 画 実 施 者

認 定 畜 舎等 に 方入 る者、 認 定 畜 舎 等  $\mathcal{O}$ 敷 地  $\mathcal{O}$ 所 有 者、 認定 畜舎等若 L < は 認 定畜 舎 等  $\mathcal{O}$ 敷 地  $\mathcal{O}$ 管 理 者

ついて質問させることができる。

若しく

は占有

者

設計

者、

建

築材料等

を製造

L

た者、

工事

監理者若し

Š

は

工

事

施

工 者

に

対

Ù

必要な

事

項に

4 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より立入検査をする職員 は、 その身分を示す証明書を携帯 Ļ 関係者に提示しなけれ ばな

らない。

5

第三 項  $\mathcal{O}$ 規定によ る 権 限 は 犯罪 捜 査  $\mathcal{O}$ ため に · 認 め 5 れ たも 0) と解 釈 7 は なら な

(措置命令等)

第 + 五 条 都道· 府 県知事 は、 第七条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に違反した認定畜舎等又は認定畜舎等の敷 地があるときは

該 認定畜舎等に係 る認定計 画 実 施 者、 当該 認定畜舎等に 関す ^る工事  $\mathcal{O}$ 請 負 人 (請 負 工 事  $\mathcal{O}$ 下 請 人を含

む。 若 しく は 現 場 管 1理者、 当該 認 定 畜舎等  $\mathcal{O}$ 敷 地  $\mathcal{O}$ 所 有 者又は 当: 該 認 定 畜 舎等若、 L Š は 当 該 認 定 畜 舎等

敷 地  $\mathcal{O}$ 管 理者若しくは占有者 に対 Ļ 当 該 工 事  $\mathcal{O}$ 施 工 0 停 止 を命じ、 又は 相当  $\mathcal{O}$ 猶 予 期限 を付 けて、 当

 $\mathcal{O}$ 

該 認定畜舎等の除却、 改築、 増築、 使用 の禁止、 使用の制限その他当該違反を是正するために必要な措置

をとることを命ずることができる。

2 都 道 府 県 知 事 は、 第七 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に違反 して認定音 舎等が 利用され てい るときは、 当該 認 定 畜 等

に 係る認 定計 画 実施者に対し、 相当  $\mathcal{O}$ 猶予 期限 を付 けて、 当該 認定畜舎等  $\mathcal{O}$ 利 用  $\mathcal{O}$ 方 法 0) 改 善、 使 用  $\mathcal{O}$ 禁

术 使用  $\mathcal{O}$ 制限 その 他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

都道 府 県 知 事 は、 第七条第三項  $\mathcal{O}$ 規定に違反して認定畜舎等の 用途が変更され畜舎等 以 外の  $\mathcal{O}$ とされ

ŧ

3

7 V) るときは 当該 認 定畜舎等に係 る 認定 計 画実 施者に対 Ļ 相 当  $\mathcal{O}$ 猶予 期限を付 けて、 当 該 認 定 畜 舎等

 $\mathcal{O}$ 用 途  $\mathcal{O}$ 変更、 使用  $\mathcal{O}$ 禁止、 使用  $\mathcal{O}$ 制 限 その 他 <u>当</u> 該違 反を是正 す ,るために にこ 必 要な措置をとることを命ずる

ことができる。

4 都道 府 県 知 事 は、 譲受人等、 清算法· 人等又は次条第四項に規定する認定計画実施者であった者若しくは

その 承 継 人が それぞれ第十条第五 項、 第十 条第二項又は次条第四 |項の| 規定に違反して失効畜舎等  $\mathcal{O}$ 使 用

を停 止 せず、 又は 保 安上 0 措置を講 じ てい な 1 と認め るときは その者に対 į 当該 失効畜舎等 の使用 を

停 止 し、 又は当 該保安上 0 措置を講ずべきことを命ずることができる。

第 項又は 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、 過失がなくてその措置を命ぜ

5

5 ħ るべき者を確知することができず、 かつ、 その違っ 反を放置することが著 しく公益に反すると認 8 5 れ

るときは 都 道 府 県 知 事 は、 その 者  $\mathcal{O}$ 負担 に お 1 て、 そ  $\mathcal{O}$ 措 置 を自ら行 V) 又は そ  $\mathcal{O}$ 命 Ü た者若 L は 委

任 た者に行 わせることができる。 この場合におい . て、 相 当  $\bigcirc$ 期 限を定めて、 その 措置を行うべき旨 及び

その 期限 までにその措置を行わないときは、 都道 府県知事 又はその命じた者若しくは委任した者がその措

置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(認定の失効等)

第十六条 第十 条第 五 項及び第十一 条第二項に規定す ,る場 合  $\mathcal{O}$ ほ か、 認定畜舎等の 全部 が除却その 他 0 事 由

に ょ ŋ 滅失したときは、 第三条第一 項  $\bigcirc$ 認定 は、 その 効力を失う。

2 都道 府 県 知事 は、 次に掲げる場合には、 第三条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を取 り消すことができる。

認定 計 画 実 (施者 が、 偽りその他 不正の手段により、 第三条第 項 の認定、 第四条第 項の変更の 認定

認定 計 画実施者が第三条第四項第一 二号又は第三号に該当するに至ったとき。

又は

第十条第

項

かか

ら第三

一項まで

 $\mathcal{O}$ 

認可

を受けたとき。

 $\equiv$ 認定計 画実施者が、 第四条第 項の変更の認定を受けなければならな 7 事 項を当該認定を受けない

変更したとき。

兀 認定 計 画 実 (施者) が、 正 当な理 由 が なくて、 認定畜舎建築利 用 計 画 に記 載 た建築等  $\mathcal{O}$ 工 事  $\mathcal{O}$ 着 手 O予

定年月 日 0 経 過後 年 以 内に工事 に着手せず、 又は建築等  $\mathcal{O}$ 工 事  $\mathcal{O}$ 完了 Ď 予定年月 日  $\mathcal{O}$ 経過 後 年以内

に工事を完了しないとき。

五. 認定 計 画 実 施 者 が 前 条第 項 か ら第三 項までの規定による命令に違反 したとき。

六 認定 計 画 実 施者 か 5 認 定畜舎建 築利 用 計 画 に基づく畜舎等の 建 文築等 又 は 利 用 を取 りやめ る旨 の申 出 が

あったとき。

3 都道 府 県 知 事 は、 第十条第 五項、 第十一条第二項若 しくは第一 項 の規定により 第三条第 項  $\mathcal{O}$ 認定 以

下この 項 及び次項に おい て単に 「認定」という。) が その効力を失ったことを知ったとき、 又 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規

定に より 認定を取 ŋ 消 したときは、 速やかに、 その旨を認定計 画 実 八施者で. あった者又はその 承 継 人 (第十

条第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規定 足により 認 定 んがその 効力を失った場合に あ って は 譲受人等、 第十一条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ り 認

定が その 効 力を失っ た場合にあ って は 清算法人等をそれぞれ含む。 に通 知するとともに、 その旨を 公表

4 認定計画実施者でないなければならない。

認定 計 画 実 施 者で あ 0 た者又はそ O承継 人は、 第二 項 (第四号に係 る部 分を除く。  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り 認定

が 取 Ò ŋ 譲 消 渡に さ れ たときは 0 *(* ) · 第十条第 失 /効畜· 項 舎 等  $\mathcal{O}$ 認 12 可 <u>つ</u> を受け 1 7 新 た場合又は失効畜舎等 た な 畜 舎 建 築利 用 計 画 及び を作 そ 成  $\overline{\mathcal{O}}$ L 認 敷 地 定 を受け が 現 に 建 た 場 築基 潍 法 失 令 効  $\mathcal{O}$ 

規定 に適合していることについ て都 道 府県 知 事  $\mathcal{O}$ 確認を受けた場合を除き、 前項  $\mathcal{O}$ 通 知 でを受ける た 日 カン ら 百

白 以内 に、 当該: 失効畜舎等  $\mathcal{O}$ 使用 を停止 Ļ 保安上の 措置を講じなけ れ ばなら ない。 この 場合に お 1

譲 渡 当該 に 0 失効畜· 1 て 同 舎等 条第 に 項 つ **,** \  $\mathcal{O}$ 7 認 新 可 たな を受け 畜 るま 舎建 築 で 利  $\mathcal{O}$ 間、 用 計 当 画 該 を作 失 効 成 畜 L 舎等る 認定を受け 及 び そ  $\mathcal{O}$ るまで 敷 地 が  $\mathcal{O}$ 現 間 (Z 当該 建 築 失効畜 基 潍 法 舎等 令  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 

定に 適合し 7 7 ることについ 7 都 道 府 県知 事  $\mathcal{O}$ 確 認 を受け るまで 0 間 又 は 当 「該失効」 畜舎等  $\mathcal{O}$ 全 部 が 除 却 そ

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 由 に より滅失するまでの 間 は、 当 該認 定 計 画 実施者であっ た者又は その 承 継 人 を認定 計 画 実 施 者

٢, 当該 失効畜· |舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、 第七 条、 第八条、 第十条第 項 及 び 第四 項、 第 +

二条か . ら 第 + 兀 条ま で、 前 条 (第四項を除く。)、 次条並 びに第十八条の規定 (これらの 規定に係る罰則

を含む。)を適用する。

## 第四章 雑則

(工事現場における認定の表示等)

第 + 七 条 認 定 畜 舎等  $\mathcal{O}$ 建 築 等  $\mathcal{O}$ 工 事  $\mathcal{O}$ 施 工 者 は、 当 該 工 事 現 場  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 見やすい 場 所に、 主務省令で定 8 る 様 式

に によっ て、 認 定 計 画 実 施 者、 設 計 者 工事 施 工 者 反 び 工事  $\mathcal{O}$ 現場 管 理者  $\mathcal{O}$ 氏 名 又 は 名称 並 び に当 該 工 事 に

係 る第三条第 項の 認定又は第四条第 一項  $\mathcal{O}$ 変更の認定があ 0 た旨の表示をしなけ 'n ば な 5 な

ならない。

2

認定畜舎等

Ò

建築等

*(*)

工

事

が施

工者は、

当該工事

に係る設計図

書を当該工

事

現場に備えておか

なけ

れ

ば

(工事中の認定畜舎等に対する措置

第十八 条 都道 府 県 知 事 は 第十五条 第 項 かか ら第三 項 まで  $\mathcal{O}$ 規定による場 合  $\mathcal{O}$ ほ か、 建築等 又は 除 却  $\mathcal{O}$ 工

事  $\mathcal{O}$ 施 工 中 に 使用され てい る認定畜舎等が、 安全上、 防火上 又は避難 上著 しく支障 が あ ると認め る場 育に

お 1 て は 当 該 認定畜舎等に係 る認 定計画 実施 者又は当該 認定畜舎等 の管理 者若、 しく は占有者に 対 相

当 の 猶 予 期 限 を付 けて、 当 該 認 定畜 舎等の 使用  $\mathcal{O}$ 禁止、 使用  $\mathcal{O}$ 制 限その 他安全上、 防火上又は避難 上 必 要

な措置をとることを命ずることができる。

2 第十五条第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(面積、高さ等の算定)

第十 九 条 畜舎等  $\mathcal{O}$ 敷 地 面 積、 建築 面積、 床面積、 高さその他 の畜舎等の規模に係る事項 の算定方法は、

主

務省令で定める。

(助言又は援助等)

第二十条 都道府県知事は、 主務大臣に、この法律の施行に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

2 主務大臣 は 都道府県知事に対し、 この法律の施行に関 L 必要な勧告、 助言若しくは援助をし、 又は必

要な参考資料を提供することができる。

(主務大臣への報告等)

第二十一条 主務大臣は、 都道府県知事に対し、 この法律の施行に関し必要な報告又は資料の提出を求める

ことができる。

(木材を利用した畜舎等の普及の促進)

農林水産大臣 一 及 び 都道 府県知事 は、 畜舎等の建築等に関する施策を行うに当たっては 国内で

生産された木材の適切な利用が我が国における森林の適正な整備及び保全並びに地球温 暖化の防止及び循

環型社会の形成に資することに鑑み、 国内で生産された木材その 他 の木 材を利用 した畜舎等の普 及 が 図ら

れるよう配慮するものとする。

(主務大臣)

第二十三条 この法律における主務大臣は、 農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣 の発する命令とする。

(主務省令への委任)

第二十四条 こ の 法 律 に定め るもののほ か、 この 法律の実施 のため に必要な事項は、 主務省令で定める。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、 又は改廃する場合においては、 その命令で、 その制定

又は改廃に伴い 合理的 に必要と判断される範囲内において、 所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含

む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、 年 以下の懲役又は百万

円 以下 の罰 金 に 処する。

偽り Ź  $\mathcal{O}$ 他 不正 の手 段 により第三条第 項 0 認定、 第四句 条第 項 の変更の 認定又は第十条第 項から

第三項 くまで 0) 認可を受けたとき。

第六条第二 一項の

規定に違反したとき。

三 第十五 条第 一項か ら第四 項まで又は第十八条第 項の規定による命令に違反したとき。

第二十七条

第七

条第

項

 $\mathcal{O}$ 

規定に対

違反

した場合

(技術基準

のうち第二条第三

項

第

号に掲

げ

る要件に係る

部 一分に 違 反した場合に限 る。 に は 当該 違 反行為を L た認定畜舎等 又はその 建 築設 備  $\mathcal{O}$ 設 計 者 設 計 义

書を用 7 ない で工事 を施工し、 又は 設 計図 書 に従わ ないで工事を施工した場 %合にお *(* \ 7 は 当該 認 定 畜 舎

等又はその建築設備 の工事 ,施工者 (当該工事施 工者が法人である場合にあっては、 その代表者) 又は その

代理 人、 使用 人その 他 の従業者 (以 下 「工事 施工者等」という。)) は、 年以下の懲役又は百 万円 以下

 $\mathcal{O}$ 罰 金に 処する。

2

前 項に規定する違 反があった場合にお į١ . て、 その違反が認定計 i 画実施<sup>3</sup> 者 (当該認定計 画実施者 が 法 一人で

ある場合にあっては、 その代表者) 又はその代理人、 使用人、 その他の従業者 (以下この項及び第二十九

条第二項 E お *\* \ 7 認 定 計 画 実施者等」 という。  $\mathcal{O}$ 故 意 に よるも のであるときは 当 該 設 計者 又 は 工 事

施 工 一者等、 を罰 す るほ か 当 該 認 定 計 画 実施 温者等に日 対 L て前 項  $\mathcal{O}$ 刑 を 科

第二十八条 第五 条第 項又は 第三項の 規定に違反した場合に は、 当該 違 反行為をした工事 施工者等は、

百

万円以下の罰金に処する。

第二十 九条 第七 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に違反した場合 (技術基準 のうち第二条第三項第 号に掲げる要件 に係る

部 一分に 違反 L た場合を除く。 に は、 当該 違 反行 為をし た認定畜舎等又はそ  $\mathcal{O}$ 建 築 設 備  $\mathcal{O}$ 設 計者 設 計 义

書 を用 1 な 1 で 工 事 を 施 工 又 は 設 計 义 書 に 従 わ な 1 でエ 事 を施 工 L た場 合に お 1 て は 当該 認 定 畜 舎

等 文は その建 築 設備  $\mathcal{O}$ 工事 施 工者等) は、 百 万 円 以 下  $\mathcal{O}$ 罰 金に処する。

2 前 項に規定する違反が あった場合において、 その違反が 認定計 画実施者等の故意によるものであるとき

は、 当該 設計 者又は一 工 事 施工 者等を罰するほ か、 当 該 認定 計 画 実 施者等に 対 して 同 項  $\mathcal{O}$ 刑 を科する。

第三十条 次の各号のい ずれ かに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、 五十万円 以 下 . О 罰 金に処す

る。

- 第六条第 項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をしたとき。
- 第十四名 · 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による報告をせず、 又 は 虚 偽の 報告をしたとき。
- 三 第十 匝 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定による物 件  $\mathcal{O}$ 提 出をせず、 又は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 物 件  $\mathcal{O}$ 提 出 をしたとき。
- 兀 第十四 条第三項の規定による検査若しくは試験を拒み、 妨げ、 若しくは忌避し、 又は 同項のに 規定によ

る質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 第十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は 人の業務

に関 第二十六条から前条ま での 違反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その 法 人又は 人に . 対

て各本条の罰金刑を科する。

第九条第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者は、 十万

円以下の過料に処する。

附 則

この 法律 は、 公布の 日 から起算して一年を超えない範囲内にお いて政令で定める日 から施行する。